

一般社団法人熊本中央青色申告会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人熊本中央青色申告会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、納税者に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、納税道義の高揚及び事業経営の健全な発展を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 申告納税制度の推進と納税道義の高揚に資する事業
 - (2) 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会や機関誌の発行、各種資料の刊行に資する事業
 - (3) 経理、経営に関する講習会、説明会の開催及び記帳指導に資する事業
 - (4) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
 - (5) 小規模事業者の経営と生活の安定に資する事業
 - (6) 納税環境の整備に資する事業
 - (7) 地域社会の発展に資する事業
 - (8) 組織の維持、拡大、発展に関する事業
 - (9) 会員の福利厚生及び親睦に関する事業
 - (10) 友誼団体との連携及び協調に関する事業
 - (11) その他、前各号に定める事業に関する事業
- 2 前項の定める事業は、熊本県内において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 当法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 特別会員 当法人の目的に賛同するために入会した税理士又は公認会計士の資格を有する正会員以外の個人
 - (3) 準会員 当法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した前2号に規定する会員以外の個人及び法人
- 2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 正会員、特別会員及び準会員は、総会において別に定める各々の会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他当法人の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 入会金及び会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額並びに報酬等の支給の基準
- (5) 理事及び監事に対する費用の弁償の基準
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散、合併、事業の全部又は重要な一部の譲渡及び残余財産の処分
- (10) 前各号に定めるもののほか、理事会において総会に付議した事項、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第14条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合には、理事会は、第33条第1号の総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項を決議し、次の各事項についても各々決議をしなければならない。

- (1) 第20条の議決権の代理行使について、委任状など一般法人法第50条第1項にいう代理権を証明する方法のほか、代理人による議決権行使に関する事項
 - (2) 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、一般法人法第41条に定める議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類(以下、「総会参考書類」という。)に記載すべき事項及び議決権行使の期限
- 4 会長は、総会の日2週間前までに、正会員に対して前項各号に掲げる事項を記載した書面により、

招集の通知を発ししなければならない。

5 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、一般法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。

- 一 総会参考書類
- 二 議決権行使書面

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長の中から副会長の互選で総会の議長を決定する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回るときには、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第19条 理事会において、総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない正会員は、第15条第5項第2号に規定する議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。

この場合においては、その正会員は総会に出席したものとみなし、当該議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。

この場合においては、その正会員は総会に出席したものとみなし、当該議決権の数を第18条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から、その会議において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、6名以内を副会長とする。
- 3 理事のうち1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、第2項の副会長並びに第3項の専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 役員を選任は、総会において別に定める規定によるものとする。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、理事会において別に定めるところにより当法人の業務を分担執行する。
- 4 専務理事及び常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより当法人の業務を分担、会長の指示を受けて執行する。
- 5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第28条 理事は無報酬とする。ただし、会長、副会長、専務理事、常務理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には、理事会において別に定める理事及び監事に対する費用の弁償の基準により費用を弁償することができる。

(責任免除)

第29条 当法人は、役員等の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(特別顧問、顧問及び相談役)

第30条 当法人に、特別顧問1名、顧問及び相談役それぞれ6名以内を置くことができる。

- 2 特別顧問、顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。
- 3 特別顧問、顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、費用を理事会において別に定める費用の弁償の基準により支給することができる。

(特別顧問、顧問及び相談役の職務)

第31条 特別顧問、顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し意見を述べるができる。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (4) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選任並びに解任
- (7) 事務局長の選任及び解任

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事が、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席した場合は、会長及び出席した監事が記名押印する。

(常任理事会の設置)

第40条 当法人に任意の機関として、常任理事会を設置する。

- 2 前項の常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事、3名以上5名以内の理事で構成する。
- 3 第1項の常任理事会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 当法人の業務運営の年間計画案又は事業及び組織に関わる事案を審議し、理事会に提出すること。
- (2) 当法人の理事の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用並びに改善について、理事会に参考意見を提出すること。
- 4 第1項の常任理事会の議事の運営の細則は、理事会において定める。
- 5 第2項の3名以上5名以内の理事の選任及び解任については、理事会において定める。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第41条 別表の財産は、当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産であり、当法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、法令で定められた事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散する。

(剰余金の処分制限)

第47条 当法人は剰余金の配分をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会及び部会

(委員会、部会の設置等)

第49条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会及び部会を設置することができる。

2 委員会及び部会の委員及び部員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任及び解任を行う。

3 委員会及び部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 当法人の公告は、主たる事務所の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 事務局その他

(事務局)

第51条 当法人に事務局を置き、事務局長の任免は、理事会の承認を経て会長が行い、その他の職員は会長が任免する。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会で定める。

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第12章 補則

(特別の利益の禁止)

第53条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは会員又はこれらの親族等ほかすべての者に対し、施設の利用、金銭の貸付け、保証行為、資産の譲渡、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(会員の表彰)

第54条 当法人の会員の表彰に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

別表 基本財産(第41条関係)

財産種別	場所・物量等
運営資金積立金	肥後銀行神水支店 500万円

平成 29年 5月 22日

以上は、当法人の現行定款である。

熊本市中央区神水1丁目17番14号
一般社団法人熊本中央青色申告会

代表理事 深川 新一